

令和5年度笠岡市保育所徴収金基準額(月額)表

R5.4

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	標準時間	0円	0円	0円
		短時間	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	標準時間	0	0	0
		短時間	0	0	0
第3階層	市町村民税のうち均等割のみの課税世帯	標準時間	14,000	0	0
		短時間	13,800	0	0
第4階層	市町村民税のうち所得割が 48,600円未満である世帯	標準時間	18,100	0	0
		短時間	17,800	0	0
第5階層	" 48,600円以上 52,200円未満	標準時間	22,200	0	0
		短時間	21,800	0	0
第6階層	" 52,200円以上 69,000円未満	標準時間	25,900	0	0
		短時間	25,500	0	0
第7階層	" 69,000円以上 97,000円未満	標準時間	26,600	0	0
		短時間	26,100	0	0
第8階層	" 97,000円以上 116,200円未満	標準時間	30,000	0	0
		短時間	29,500	0	0
第9階層	" 116,200円以上 139,000円未満	標準時間	35,000	0	0
		短時間	34,400	0	0
第10階層	" 139,000円以上 169,000円未満	標準時間	43,000	0	0
		短時間	42,300	0	0
第11階層	" 169,000円以上 191,200円未満	標準時間	46,900	0	0
		短時間	46,100	0	0
第12階層	" 191,200円以上 214,000円未満	標準時間	49,000	0	0
		短時間	48,200	0	0
第13階層	" 214,000円以上 301,000円未満	標準時間	51,200	0	0
		短時間	50,300	0	0
第14階層	" 301,000円以上	標準時間	53,400	0	0
		短時間	52,500	0	0

【備考】 保育所の保育料は、入所児童と生計を一にしている保護者(児童の父母)とその他の家計の主宰者の方の市町村民税課税額の合計額により決定します。

また、4月～8月の保育料は令和3年度市町村民税課税額、9月～3月の保育料は令和4年度市町村民税課税額で決定します。

(注) 1 市町村民税の算定に際しては、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除等の適用はありませんので、これらの適用を受けられている方は、控除される前の税額により徴収金基準額を決定します。

(注) 2 次の世帯の場合で、次表の階層に認定された場合は、それぞれ次表の徴収金基準額となります。

- ア 母子世帯及びこれに準ずる父子世帯
- イ 身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯
- ウ 療育手帳の交付を受けた者を有する世帯
- エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
- オ 特別児童扶養手当の支給対象児を有する世帯
- カ 国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯
- キ 要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分		徴収金基準額		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第2階層	標準・短	0円	0円	0円
第3階層	標準時間	6,500	0	0
	短時間	6,400	0	0
第4階層	標準時間	6,600	0	0
	短時間	6,500	0	0
第5階層	標準時間	6,600	0	0
	短時間	6,500	0	0
第6階層	標準時間	6,600	0	0
	短時間	6,500	0	0
第7階層のうち所得割77,100円以下	標準時間	6,600	0	0
	短時間	6,500	0	0

